

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文
目次

○ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号）（第一条関係）	1
○ 日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）（第二条関係）	5
○ 日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）（第三条関係）	17
○ 中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）（第四条関係）	18
○ 沖繩振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）（第五条関係）	20
○ 日本農林規格調査会令（平成十二年政令第二百九十号）（第六条関係）	23
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第二条関係）	24
○ 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（附則第三条関係）	25
○ 農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）（附則第四条関係）	28

○ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文
 ○ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（輸出証明書の発行手数料）</p> <p>第三条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）第十五条第四項の政令で定める手数料の額は、同条第一項の申請一件につき八百七十円を超えない範囲内において輸出証明書の種類ごとに当該申請に係る電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）の使用の状況を勘案して主務省令で定める額とする。</p> <p>（登録発行機関の登録手数料）</p> <p>第五条 法第十八条第一項の政令で定める手数料の額は、同項の申請一件につき十萬九千八百円を超えない範囲内において同項の主務省令で定める区分ごとに主務省令で定める額とする。</p> <p>（登録発行機関の登録の有効期間）</p> <p>第六条 法第二十一条第一項の政令で定める期間は、四年とする。</p> <p>（登録発行機関の登録更新手数料）</p> <p>第七条 法第二十一条第二項において準用する法第十八条第一項の政令で定める手数料の額は、法第二十一条第一項の登録の更新の申請</p>	<p>（輸出証明書の発行手数料）</p> <p>第三条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）第十五条第三項の政令で定める手数料の額は、同条第一項の申請一件につき八百七十円を超えない範囲内において輸出証明書の種類ごとに当該申請に係る電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）の使用の状況を勘案して主務省令で定める額とする。</p> <p>（登録認定機関の登録手数料）</p> <p>第五条 法第十八条第一項の政令で定める手数料の額は、同項の申請一件につき十四萬五千円を超えない範囲内において法第二十条第二項第三号に規定する種類ごとに主務省令で定める額とする。</p> <p>（登録認定機関の登録の有効期間）</p> <p>第六条 法第二十一条第一項の政令で定める期間は、四年とする。</p> <p>（登録認定機関の登録更新手数料）</p> <p>第七条 法第二十一条第二項において準用する法第十八条第一項の政令で定める手数料の額は、法第二十一条第一項の登録の更新の申請</p>

一件につき九万円を超えない範囲内において同条第二項において準用する法第十八条第一項の主務省令で定める区分ごとに主務省令で定める額とする。

(登録認定機関の登録手数料)

第八条 法第三十四条の政令で定める手数料の額は、同条の申請一件につき十三万二千円を超えない範囲内において同条の主務省令で定める区分ごとに主務省令で定める額とする。

(登録認定機関の登録の有効期間)

第九条 法第三十六条において準用する法第二十一条第一項の政令で定める期間は、四年とする。

(登録認定機関の登録更新手数料)

第十条 法第三十六条において読み替えて準用する法第二十一条第二項において準用する法第三十四条の政令で定める手数料の額は、法第三十六条において準用する法第二十一条第一項の登録の更新の申請一件につき十万四千七百円を超えない範囲内において法第三十六条において読み替えて準用する法第二十一条第二項において準用する法第三十四条の主務省令で定める区分ごとに主務省令で定める額とする。

(関係農業委員会等の意見の聴取)

第十一条 都道府県知事又は指定市町村(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項に規定する指定市町村をいう。第十

一件につき十一万三千五百円を超えない範囲内において法第二十条第二項第三号に規定する種類ごとに主務省令で定める額とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

四条において同じ。)の長は、法第三十七条第七項後段(法第三十八條第三項において準用する場合を含む。)の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三條第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条において「関係農業委員会等」という。)の意見を聴かなければならない。

2| 関係農業委員会等は、前項の規定により意見を述べようとするとき(法第三十七条第七項(法第三十八條第三項において準用する場合を含む。))の規定による協議に係る法第三十七条第三項第二号の土地のうち、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四條第一項又は第五條第一項の許可を受けなければならないものの面積が、三十アールを超えるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三條第一項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

3| 前項に規定するもののほか、関係農業委員会等は、第一項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率等)

第十二条 法第四十一条第二項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年八分五厘、償還期限については据置期間を含め二十五年、据置期間については三年とする。

(新設)

第十三条 (略)

第八条 (略)

(事務の区分)

第十四条 第十一条第一項の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る法第三十七条第一項に規定する輸出事業計画に係るものに限る。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(新設)

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（規格の対象となる酒類の原材料の要件）</p> <p>第二条 法第二条第二項第一号ロの環境への負荷をできる限り低減して生産された農産物についての政令で定める要件は、当該農産物の生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前（多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の三年前）から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（使用することがやむを得ないものとして主務大臣が定めるものを除く。以下この項及び次項第一号ロにおいて「化学農薬等」という。）を使用しないほ場（当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場であつて、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものを含む。）において収穫された農産物（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）であることとする。</p> <p>2 法第二条第二項第一号ロの環境への負荷をできる限り低減し、及び家畜にできる限り苦痛を与えない方法によつて生産された畜産物についての政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する畜産物（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）であることとする。</p> <p>一 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産されたものであること。</p> <p>イ 前項に規定する農産物</p>	<p>（新設）</p>

ロ 当該植物の種苗のは種又は植付けの二年前（多年生の植物にあつては、その採取又は当該家畜の放牧の開始の三年前）から当該植物の採取又は当該家畜の放牧の終了に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地（放牧その他の生産条件を考慮して化学農薬等を使用しない期間を短縮することに支障がないと認められる場合として主務大臣が定める場合においては、主務大臣が定める期間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地を含む。）において採取され、又は生育した植物（イに掲げるものを除き、主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）

ハ 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産された畜産物（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）

(1) イ又はロに掲げるもの

(2) 専ら(1)に掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）

ニ 専らイからハまでに掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）

三 次に掲げる基準に従つて飼養されている家畜又は当該基準に従つて飼養され、及びと殺された家畜から生産されたものであること。

イ 家畜の飼養、捕獲、輸送、と殺その他の取扱いについて、家畜を故意に傷つけないことその他の家畜にできる限り苦痛を与えないものとして主務大臣が定める基準に従つて行うこと。

ロ 畜舎その他の家畜を飼養する場所について、家畜が飼料及び水を自由に摂取できること、家畜が自由に動ける空間及び機会を確保することその他の家畜にできる限り苦痛を与えないものとして主務大臣が定める基準に従っていること。

第三条 (略)

(登録認証機関の登録手数料)

第四条 法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

2 法第十四条第一項の登録(以下この条及び第六条において「機関登録」という。)を受けようとする者が同時に法第四十二条の登録を受けようとする場合又は現に同条の登録を受けている場合における法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

3 現に機関登録を受けている者が他の機関登録を受けようとする場合における法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

第二条 (略)

(登録認証機関の登録手数料)

第三条 法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

2 法第十四条第一項の登録(以下この条及び第五条において「機関登録」という。)を受けようとする者が同時に法第四十二条の登録を受けようとする場合又は現に同条の登録を受けている場合における法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

3 現に機関登録を受けている者が他の機関登録を受けようとする場合における法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

4 前三項に定める額の手数料を納付して機関登録を受けようとする者が同時に他の機関登録を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る法第十四条第一項の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

第五条 (略)

(登録認証機関の登録更新手数料)

第六条 法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

2 法第十七条第一項の登録の更新(次項において「機関登録の更新」という。)を受けようとする者が同時に法第四十五条第一項の登録の更新を受けようとする場合における法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

一・二 (略)

4 前三項に定める額の手数料を納付して機関登録を受けようとする者が同時に他の機関登録を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る法第十四条第一項の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

第四条 (略)

(登録認証機関の登録更新手数料)

第五条 法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

2 法第十七条第一項の登録の更新(次項において「機関登録の更新」という。)を受けようとする者が同時に法第四十五条第一項の登録の更新を受けようとする場合における法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

3 前二項に定める額の手数料を納付して機関登録の更新を受けようとする者が同時に当該機関登録の更新に係る機関登録以外の他の機関登録に係る機関登録の更新を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る機関登録の更新に係る法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

(登録外国認証機関の登録手数料)

第七条 法第三十四条の政令で定める額は、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、財務省、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)の職員二人が同条の登録の審査のため当該審査に係る事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額(以下この条において単に「旅費の額」という。)に相当する額を加算した額とする。

一・二 (略)

2 法第三十四条の登録(以下この条及び第十条において「機関登録」という。)を受けようとする者が同時に法第五十三条の登録を受けようとする場合又は現に同条の登録を受けている場合における法第三十四条の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額

3 前二項に定める額の手数料を納付して機関登録の更新を受けようとする者が同時に当該機関登録の更新に係る機関登録以外の他の機関登録に係る機関登録の更新を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る機関登録の更新に係る法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

(登録外国認証機関の登録手数料)

第六条 法第三十四条の政令で定める額は、同条の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)の職員二人が同条の登録の審査のため当該審査に係る事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額(以下この条において単に「旅費の額」という。)に相当する額を加算した額とする。

一・二 (略)

2 法第三十四条の登録(以下この条及び第九条において「機関登録」という。)を受けようとする者が同時に法第五十三条の登録を受けようとする場合又は現に同条の登録を受けている場合における法第三十四条の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費

に相当する額を加算した額とする。

一・二 (略)

3 現に機関登録を受けている者が他の機関登録を受けようとする場合における法第三十四条の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

一・二 (略)

4 前三項に定める額の手数料を納付して機関登録を受けようとする者が同時に他の機関登録を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る法第三十四条の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

5 旅費の額は、出張をする職員が一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとして、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に
関し必要な細目は、主務省令で定める。

第八条 (登録外国認証機関の事務所等における検査に要する費用の負担)
法第三十五条第四項の政令で定める費用は、財務省、農林水

の額に相当する額を加算した額とする。

一・二 (略)

3 現に機関登録を受けている者が他の機関登録を受けようとする場合における法第三十四条の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

一・二 (略)

4 前三項に定める額の手数料を納付して機関登録を受けようとする者が同時に他の機関登録を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る法第三十四条の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、同条の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

5 旅費の額は、出張をする職員が一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとして、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に
関し必要な細目は、農林水産省令で定める。

第七条 (登録外国認証機関の事務所等における検査に要する費用の負担)
法第三十五条第四項の政令で定める費用は、農林水産省又は

産省又はセンターの職員二人が同条第二項第六号の検査のため当該検査に係る事務所、事業所又は倉庫の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その旅費の額は、出張をする職員が給与法第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとして、旅費の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に關し必要な細目は、主務省令で定める。

第九条 (略)

(登録外国認証機関の登録更新手数料)

第十条 法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、財務省、農林水産省又はセンターの職員二人が法第三十六条において準用する法第十七条第一項の登録の更新の審査のため当該審査に係る事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額(次項及び第四項において単に「旅費の額」という。)に相当する額を加算した額とする。

一・二 (略)

2 法第三十六条において準用する法第十七条第一項の登録の更新(次項において「機関登録の更新」という。)を受けようとする者が同時に法第五十六条において準用する法第四十五条第一項の登録の更新を受けようとする場合における法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定め

センターの職員二人が同条第二項第六号の検査のため当該検査に係る事務所、事業所又は倉庫の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その旅費の額は、出張をする職員が給与法第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとして、旅費法の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に關し必要な細目は、農林水産省令で定める。

第八条 (略)

(登録外国認証機関の登録更新手数料)

第九条 法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、農林水産省又はセンターの職員二人が法第三十六条において準用する法第十七条第一項の登録の更新の審査のため当該審査に係る事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額(次項及び第四項において単に「旅費の額」という。)に相当する額を加算した額とする。

一・二 (略)

2 法第三十六条において準用する法第十七条第一項の登録の更新(次項において「機関登録の更新」という。)を受けようとする者が同時に法第五十六条において準用する法第四十五条第一項の登録の更新を受けようとする場合における法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定め

る額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

一・二 (略)

3 前二項に定める額の手数料を納付して機関登録の更新を受けようとする者が同時に当該機関登録の更新に係る機関登録以外の他の機関登録に係る機関登録の更新を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る機関登録の更新に係る法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

4 第七条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

(登録試験業者の登録手数料)

第十一条 (略)

2 法第四十二条の登録(以下この条及び第十三条第二項において「業者登録」という。)を受けようとする者が現に法第十四条第一項の登録を受けている場合における法第四十三条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、七万六千百円(電子申請による場合にあつては、七万五千六百円)とする。

3・4 (略)

る額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

一・二 (略)

3 前二項に定める額の手数料を納付して機関登録の更新を受けようとする者が同時に当該機関登録の更新に係る機関登録以外の他の機関登録に係る機関登録の更新を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る機関登録の更新に係る法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

4 第六条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

(登録試験業者の登録手数料)

第十条 (略)

2 法第四十二条の登録(以下この条及び第十二条第二項において「業者登録」という。)を受けようとする者が現に法第十四条第一項の登録を受けている場合における法第四十三条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、七万六千百円(電子申請による場合にあつては、七万五千六百円)とする。

3・4 (略)

第十二条・第十三条 (略)

(登録外国試験業者の登録手数料)

第十四条 (略)

2 法第五十三条の登録(以下この条及び第十七条第二項において「業者登録」という。)を受けようとする者が現に法第三十四条の登録を受けている場合における法第五十四条の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、三万三千八百円(電子申請による場合にあつては、三万三千四百円)に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

3・4 (略)

5 第七条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

第十五条・第十六条 (略)

(登録外国試験業者の登録更新手数料)

第十七条 (略)

2 (略)

3 第七条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

(名称の表示の適正化を図ることが必要な農林物資)

第十八条 法第六十三条第一項の政令で指定する農林物資は、次のいずれかに該当する飲食品とする。

一 第二条第一項に規定する農産物

第十一条・第十二条 (略)

(登録外国試験業者の登録手数料)

第十三条 (略)

2 法第五十三条の登録(以下この条及び第十六条第二項において「業者登録」という。)を受けようとする者が現に法第三十四条の登録を受けている場合における法第五十四条の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、三万三千八百円(電子申請による場合にあつては、三万三千四百円)に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

3・4 (略)

5 第六条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

第十四条・第十五条 (略)

(登録外国試験業者の登録更新手数料)

第十六条 (略)

2 (略)

3 第六条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

(名称の表示の適正化を図ることが必要な農林物資)

第十七条 法第六十三条第一項の政令で指定する農林物資は、次のいずれかに該当する飲食品とする。

一 当該農産物の生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前(多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の三年前)

二 第二条第二項に規定する畜産物

から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（使用することがやむを得ないものとして農林水産大臣が定めるものを除く。以下この号及び次号において「化学農薬等」という。）を使用しないほ場（当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場であつて、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものを含む。）において収穫された農産物（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

二 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産された畜産物（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

イ 前号に掲げる農産物

ロ 当該植物の種苗のは種又は植付けの二年前（多年生の植物にあつては、その採取又は当該家畜の放牧の開始の三年前）から当該植物の採取又は当該家畜の放牧の終了に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地（放牧その他の生産条件を考慮して化学農薬等を使用しない期間を短縮することに支障がないと認められる場合として農林水産大臣が定める場合において、農林水産大臣が定める期間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地を含む。）において採取され、又は生育した植物（イに掲げるものを除き、農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

ハ 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産された畜産物（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

三 専ら第一号に掲げる農産物又は前号に掲げる畜産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食品（主務大臣が定める基準に適合するもの）に限り、酒類を除く。）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十九条 法第七十六条第一項の政令で定める権限は、法第五十九条第一項、第三項及び第四項並びに第七十三条の規定による権限とする。

（権限の委任）

第二十条 法に規定する財務大臣の権限（法第三条第一項及び第四項並びに第四条（これらの規定を法第五条において準用する場合を含む。）、第六条並びに第九条第一項から第四項までに規定するものを除く。）は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

（都道府県又は指定都市が処理する事務）

第二十一条 法に規定する農林水産大臣の権限及び法第七十六条第一

イ又はロに掲げるもの

（2） 専ら（1）に掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（農林水産大臣が定める基準に適合するもの）に限る。）

二 専らイからハまでに掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（農林水産大臣が定める基準に適合するもの）に限る。）

三 専ら第一号に掲げる農産物又は前号に掲げる畜産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食品（農林水産大臣が定める基準に適合するもの）に限る。）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十八条 法第七十四条第一項の政令で定める権限は、法第五十九条第一項、第三項及び第四項並びに第七十二条の規定による権限とする。

（新設）

（都道府県又は指定都市が処理する事務）

第十九条 法に規定する農林水産大臣の権限及び法第七十四条第一項

項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、第三号から第六号までに掲げる事務（第三号から第五号までに掲げる事務にあつては、法第六十一条の規定の施行に關し必要と認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官又は農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一～六（略）

2～9（略）

の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、第三号から第六号までに掲げる事務（第三号から第五号までに掲げる事務にあつては、法第六十一条の規定の施行に關し必要と認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官又は農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一～六（略）

2～9（略）

○ 日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（名称の表示の適正化を図ることが必要な農林物資）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 専ら第一号に掲げる農産物又は前号に掲げる畜産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）</p>	<p>（名称の表示の適正化を図ることが必要な農林物資）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 専ら第一号に掲げる農産物又は前号に掲げる畜産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品（主務大臣が定める基準に適合するもの限り、<u>酒類を除く。</u>）</p>

○ 中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保険料率）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百十七号）第十六条の規定に係る債務の保証、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第五条の四の規定に係る債務の保証、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第十八条の規定に係る債務の保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第九条の規定に係る債務の保証、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十七条又は第四十四条の規定に係る債務の保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第三十三条の規定に係る債務の保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第六項の規定に係る債務の保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第四項の規定に係る債務の保証、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十六条、第三百三十</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百十七号）第十六条の規定に係る債務の保証、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第五条の四の規定に係る債務の保証、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第十八条の規定に係る債務の保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第九条の規定に係る債務の保証、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十七条又は第四十四条の規定に係る債務の保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第三十三条の規定に係る債務の保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第六項の規定に係る債務の保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第四項の規定に係る債務の保証及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十六条、第三百三十</p>

条又は第百三十九条の規定に係る債務の保証及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第四十九条の規定に係る債務の保証に係るものについての保険料率は、〇・九七パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・八二パーセント）とする。

5・6
(略)

十条又は第百三十九条の規定に係る債務の保証に係るものについての保険料率は、〇・九七パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・八二パーセント）とする。

5・6
(略)

改正案	現行
<p>（農林漁業金融業務に係る貸付対象者及び貸付資金の範囲）</p> <p>第二条 法第十九条第一項第四号に規定する政令で定める者は、第二号から第十九号までに掲げる者とし、同項第四号に規定する政令で定める長期資金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる資金とする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 沖縄において、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十一号の中欄に規定する指定地域農林畜水産物（以下この号において「指定地域農林畜水産物」という。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であつて、同欄に規定する新商品の研究開発等が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ同欄に規定する指定地域（<u>第十六号</u>において「指定地域」という。）における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者（食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該新商品の研究開発等を行うために必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うために必要なものとして主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。））</p>	<p>（農林漁業金融業務に係る貸付対象者及び貸付資金の範囲）</p> <p>第二条 法第十九条第一項第四号に規定する政令で定める者は、第二号から第十八号までに掲げる者とし、同項第四号に規定する政令で定める長期資金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる資金とする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 沖縄において、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十一号の中欄に規定する指定地域農林畜水産物（以下この号において「指定地域農林畜水産物」という。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であつて、同欄に規定する新商品の研究開発等が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ同欄に規定する指定地域（<u>第十五号</u>において「指定地域」という。）における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者（食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該新商品の研究開発等を行うために必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うために必要なものとして主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。））</p>

十一 沖縄において、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十二号の中欄に規定する食品の製造等（以下この号において「食品の製造等」という。）の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。）食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、食品の製造等に必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの（当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要なものを含む。）又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用（これらのために特別に費用を支出して行うもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。）に必要なものとして主務大臣の指定するもの（第五号、第七号、前号、次号、第十七号及び第十九号に定めるものを除き、中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）

十二～十四（略）

十五 沖縄において農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下この号において「輸出促進法」という。）第四十条第一項第一号に規定する認定輸出事業を実施する輸出促進法第三十八条第一項に規定する認定輸出事業者であつて、次のイ又はロに掲げる者に該当するもの 食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定輸出事業を実施するために必要なものとし

十一 沖縄において、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十二号の中欄に規定する食品の製造等（以下この号において「食品の製造等」という。）の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。）食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、食品の製造等に必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの（当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要なものを含む。）又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用（これらのために特別に費用を支出して行うもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。）に必要なものとして主務大臣の指定するもの（第五号、第七号、前号、次号、第十六号及び第十八号に定めるものを除き、中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）

十二～十四（略）

（新設）

て主務大臣の指定するもの（次のイ又はロに掲げる者の区分に
応じ、それぞれイ又はロに定めるものに限る。）

イ 中小企業者 その償還期限が十年を超える資金

ロ 輸出促進法第四十一条第一項第二号に掲げる者 その者が

資本市場から調達することが困難な資金

十六～十九 (略)

十五～十八 (略)

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委員等の任命） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 農林水産大臣は、前二項の規定による任命（臨時委員の任命にあつては酒類に係る日本農林規格に関する特別の事項の調査審議に係るものに、専門委員の任命にあつては酒類に係る日本農林規格に関する専門の事項の調査に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。</p>	<p>（委員等の任命） 第二条（略）</p> <p>2（略） （新設）</p>

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>政令 (略)</p> <p>農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令 (令和二年政令第七十三号)</p>	<p>第十一条第一項の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る法第三十七条第一項に規定する輸出事業計画に係るものに限る。）</p>	<p>政令 (略)</p>	<p>政令 (略)</p>
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	

改正案	現行
<p>（法第五百八十六条第二項第七号の法人等） 第五十四条の十八（略）</p> <p>2 法第五百八十六条第二項第七号に規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 前項第七号に掲げる法人 第一号に規定する施設で国、地方公 共同体若しくは独立行政法人農畜産業振興機構の補助（独立行政 法人農畜産業振興機構の補助にあつては、独立行政法人農畜産業 振興機構法第十条第二号に規定する業務に係るものに限る。）若 しくは国若しくは地方公共団体の利子補給に係る資金、株式会社 日本政策金融公庫の資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成十 九年法律第五十七号）別表第一第八号から第十三号までの下欄に 掲げる資金に限る。）若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金（沖 縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十三号から第十五号までに 掲げる資金を除く。）の貸付けを受けて設置されるもの又は独立 行政法人農畜産業振興機構の出資（独立行政法人農畜産業振興機 構法第十条第二号に規定する業務に係る出資に限る。）に係る施 設で総務省令で定めるもの</p> <p>（法第七百一条の三十四第三項第十二号の法人等）</p>	<p>（法第五百八十六条第二項第七号の法人等） 第五十四条の十八（略）</p> <p>2 法第五百八十六条第二項第七号に規定する政令で定める施設は、 次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める施設とする 。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 前項第七号に掲げる法人 第一号に規定する施設で国、地方公 共同体若しくは独立行政法人農畜産業振興機構の補助（独立行政 法人農畜産業振興機構の補助にあつては、独立行政法人農畜産業 振興機構法第十条第二号に規定する業務に係るものに限る。）若 しくは国若しくは地方公共団体の利子補給に係る資金、株式会社 日本政策金融公庫の資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成十 九年法律第五十七号）別表第一第八号から第十三号までの下欄に 掲げる資金に限る。）若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金（沖 縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十三号及び第十四号に掲げ る資金を除く。）の貸付けを受けて設置されるもの又は独立行政 法人農畜産業振興機構の出資（独立行政法人農畜産業振興機構法 第十条第二号に規定する業務に係る出資に限る。）に係る施設で 総務省令で定めるもの</p> <p>（法第七百一条の三十四第三項第十二号の法人等）</p>

第五十六条の二十八 (略)

2 法第七百一条の三十四第三項第十二号に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 (略)

二 前号に掲げる施設以外の農林水産業者の共同利用に供する施設のうち、国の補助金若しくは交付金の交付又は株式会社日本政策金融公庫の資金(株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金に限る。)、沖縄振興開発金融公庫の資金(沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十三号から第十五号までに掲げる資金を除く。)、農業近代化資金若しくは漁業近代化資金の貸付けを受けて設置される施設で保管、加工又は流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設その他農林水産業の経営の近代化又は合理化のための施設で総務省令で定めるもの

附則

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等)

第七条 (略)

25 12 (略)

13 法附則第十一条第十項に規定する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものは、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第九号又は第十三号から第十五号までに掲げるものの貸付けを受けて取得する施設以外の施設であつて、次の

第五十六条の二十八 (略)

2 法第七百一条の三十四第三項第十二号に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 (略)

二 前号に掲げる施設以外の農林水産業者の共同利用に供する施設のうち、国の補助金若しくは交付金の交付又は株式会社日本政策金融公庫の資金(株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金に限る。)、沖縄振興開発金融公庫の資金(沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十三号及び第十四号に掲げる資金を除く。)、農業近代化資金若しくは漁業近代化資金の貸付けを受けて設置される施設で保管、加工又は流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設その他農林水産業の経営の近代化又は合理化のための施設で総務省令で定めるもの

附則

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等)

第七条 (略)

25 12 (略)

13 法附則第十一条第十項に規定する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものは、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第九号、第十三号又は第十四号に掲げるものの貸付けを受けて取得する施設以外の施設であつて、次の各号に

各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一・二 (略)

14
↳ 24 (略)

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条 (略)

2
↳ 39 (略)

40 法附則第十五条第三十七項に規定する資金で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一〜三 (略)

四 沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金 沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第三号から第六号まで、第九号、第十一号から第十五号まで及び第十八号に掲げる資金以外のもの

41
↳ 46 (略)

掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一・二 (略)

14
↳ 24 (略)

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条 (略)

2
↳ 39 (略)

40 法附則第十五条第三十七項に規定する資金で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一〜三 (略)

四 沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金 沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第三号から第六号まで、第九号、第十一号から第十四号まで及び第十七号に掲げる資金以外のもの

41
↳ 46 (略)

○ 農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第五十六条の政令で定める業務）</p> <p>第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 次のイからカまでに掲げる法令の規定により都道府県機構が行う業務</p> <p>イ〜ワ （略）</p> <p>カ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号）第十一条第二項及び第三項</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（法第五十六条の政令で定める業務）</p> <p>第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 次のイからワまでに掲げる法令の規定により都道府県機構が行う業務</p> <p>イ〜ワ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二・三 （略）</p>